



千
申
1
号

「第34回定期大会」の発言に 踏まえた申し入れ その2

2. グループ会社を含め、労働組合からの脱退を慫慂する言動や、行動を行う社員に対しては、厳正に対処すること。

(組合)グループ会社を含めて、労働組合からの脱退を促すような言動や、行動を行う社員に対しては厳正に対処すること。

(会社)グループ会社のことであるので、確認は困難であるが、情報を掴んだ場合には共有化する。この団体交渉の内容についても、グループ会社とは共有化する。

(組合)組合の所属の有無による差別が無い事を確認したい

(会社)そういう事はありません。介入もしない

重要!

- ・労働組合への加入の有無で差別はしない。労組への介入も行わない。
- ・グループ会社で差別や、不当労働行為(疑わしい行為)が発生した場合にはグループ会社に直接指導することはできないが、団体交渉での議論などについては相互の会社幹部間で伝えることはできる。

重要!

3. 過半数代表選挙が行われる際には、投票の自由を保障するための管理体制とすること。

(組合)組合員から投票の自由がないと指摘されている。最低限のルールは統一するべきではないか

(会社)会社として過半数代表選挙が行われる際には、公平・公正な投票方法であれば、現場に任せており、各職場の特情等を考慮すると、統一した投票方法を指導することは困難である。

(組合)自由投票の意思の考え方を逸脱しないようにするという指導はしているのか

(会社)している。管理者が目の届く様にしている。管理者が誰が投票したかを日ごとに確認している。手法やルールの指導はしていないが、基本的なそういう事をしていけないという事は指導している

その3に続く